

令和8年度から令和10年度までの門真市保健福祉センター内ふれあいコーナーの利用提供を受ける交流団体の選定に係る募集要項

門真市保健福祉センター内ふれあいコーナーにおいて障がい児（者）と市民の交流の促進を図ることを目的として利用の提供を行うため、以下のとおり交流団体の選定を提案方式により行います。

1 ふれあいコーナーの利用提供について

(1)利用提供期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び毎年12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

(2)利用提供時間

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

※ふれあいコーナーの利用料及び光熱水費等は無償とします。

※使用可能な主な備品については、別添のとおりです。

※現状の設備等をそのまま利用して頂くこととし、新たな設備等の設置は想定しておりません。

団体で設置等される場合は、事前にご相談ください。

2 提案について

(1)提案内容

障がい児（者）への理解の促進及び地域でのふれあい及び支え合いの促進のため、障がい児（者）と市民の交流を図ることを目的とする事業について、所定の申請書等にて具体的に提案していただきます。

(2)提案方法及び提案書の提出

門真市保健福祉センター内ふれあいコーナー利用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出していただきます。

- ①門真市障がい児（者）市民交流活動事業計画書（様式第2号）
- ②団体の規約、会則、定款、寄附行為その他これに類するもの
- ③提案内容に基づく事業実施年間スケジュール
- ④前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

※門真市障がい児（者）市民交流活動事業計画書（様式第2号）には具体的な事業の内容を記載してください。

3 提出期限 令和7年11月28日（金）午後5時（必着）

4 提出方法 郵送又は持参による

5 審査の実施

令和7年度第2回門真市障がい者地域協議会での審査、承認を経て市が選定します。

審査結果については、後日、ふれあいコーナーの利用の提供を受けようとする交流団体に対して個別にご連絡いたします。

※門真市障がい者地域協議会とは

障害者総合支援法に基づき、門真市の障がい福祉を推進するための調査審議等を行う機関で、学識経験者、医療団体を代表する者等で構成されています。

6 質問について

門真市保健福祉センター内ふれあいコーナーの利用の提供を受ける交流団体の選定に関する質問は、令和7年11月21日（金）午後5時までに門真市保健福祉部障がい福祉課宛てにE-Mailでおこなってください。

その際、件名は必ず「門真市保健福祉センター内ふれあいコーナー利用の提供を受ける交流団体の選定」としてください。

電話等による口頭での質問は受け付けません。

なお、質問への回答は令和7年11月25日（火）午後5時までに市ホームページに掲載します。

7 申請の辞退について

利用申請を辞退される場合は、門真市保健福祉センター内ふれあいコーナー利用申請辞退届（様式第3号）を作成し、令和7年12月26日（金）午後5時までに門真市保健福祉部障がい福祉課へ郵送又は持参により提出してください。

8 申請書及び事業計画書等の提出先及び問合先

門真市保健福祉部障がい福祉課

担当：辻本、石田、松本

送付先：〒571-8585 門真市中町1番1号 門真市役所別館1階

電話：06-6902-6154（直通）

FAX：06-6905-9510

E-Mail：shofuku@city.kadoma.osaka.jp